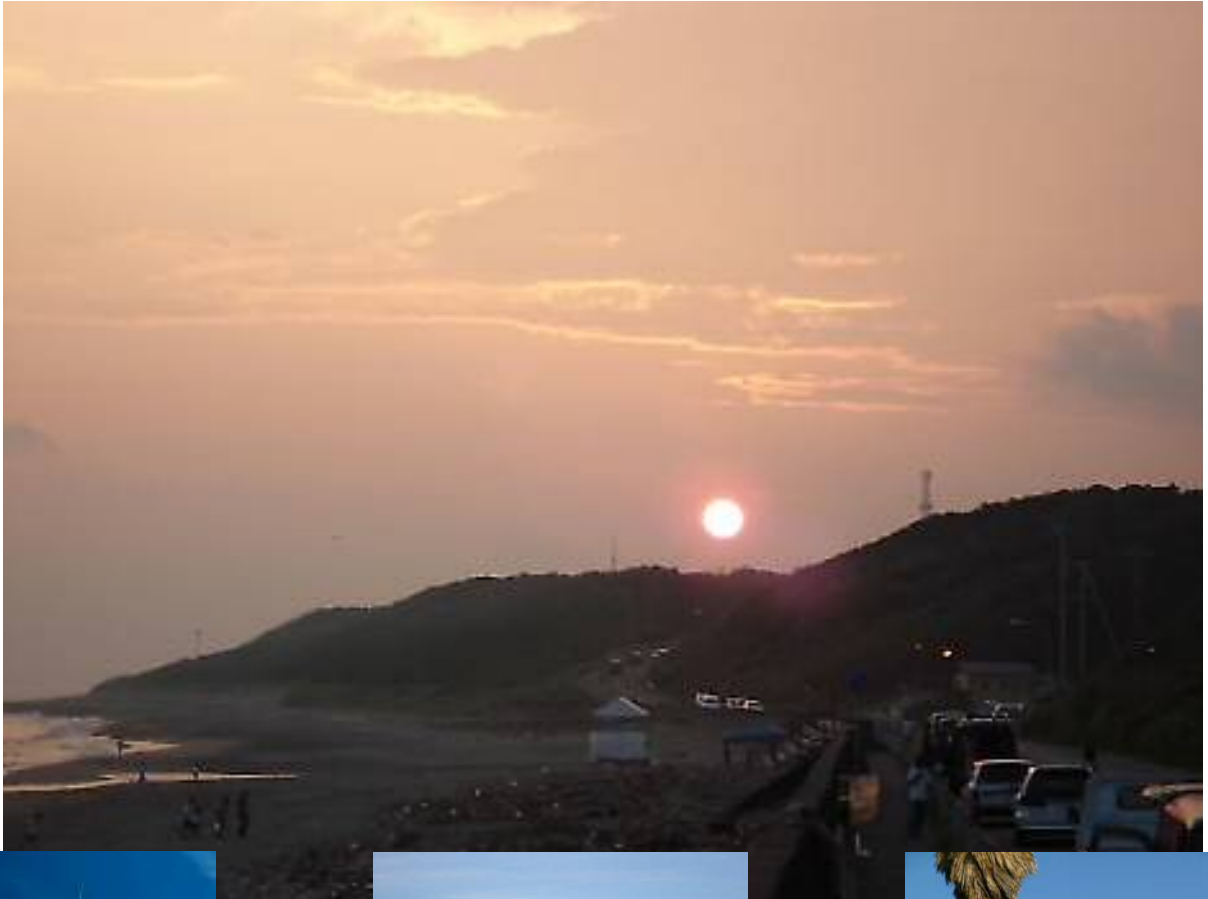


エコアクション21 環境活動レポート

(活動期間:平成 24 年 2 月~5 月)



御前崎市

初版作成日	平成 24 年 11 月 22 日
更新版作成日	平成 24 年 12 月 27 日

－ 目 次 －

1 環境方針	1
2 組織の概要	2
○ 市の概要	2
○ 自治体名及び代表者名	2
○ 環境管理責任者	2
○ 所在地	2
○ 担当課	2
○ 事業活動の内容	3
○ 事業の規模	3
○ 取得の範囲	3
○ 今後の取得(拡大)予定	3
3 実施体制	4
○各組織の役割	5
4 環境目標及び環境活動計画	6
○ 環境目標	6
○ 環境活動計画による取組	7
5 環境への取組状況と評価	11
○ 環境負荷の状況	11
○ 環境基本計画に基づく取組と実績の主なもの	14
6 教育訓練の実施	18
7 環境関連法規の遵守状況確認評価結果	18
○ 環境関連法規一覧	18
○ 公害苦情件数	21
8 緊急事態への準備及び対応	21
9 代表者による全体の評価	22

1 環境方針

【基本理念】

御前崎市は、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前埼灯台の建つ岬や遠州灘海岸など自然豊かな環境に恵まれた地です。この自然環境を現在のみならず将来へ良好な状態で引き継いでいけるよう、環境基本計画において4つの基本理念を定めています。

1. 健全で豊かな環境の恵みを受け、良好で快適な環境を将来の世代へ継承する。
2. 自然環境に恵まれた地域特性を生かして自然と人との共生を確保する。
3. 持続的発展が可能な社会を構築する為に、全ての者が公平な役割分担の下で自主的積極的に取り組む。
4. すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全を積極的に推進する。

【環境方針】

(1)環境基本計画の着実な推進

御前崎市の望ましい環境イメージである「育てよう自然の恵みと若い夢 未来へ灯す御前崎」の実現を目指して、地球環境保全に向けた取組を総合的に推進します。

(2)環境に配慮した事務事業の推進

二酸化炭素の排出削減及び水道の使用量削減に努めるとともに、3R(Reduce=廃棄物の発生抑制・Reuse=再使用・Recycle=再資源化)やグリーン購入を推進し、地球環境の保全・創造に向け、市民・事業者との協働に取り組みます。

(3)事務事業の継続的改善と法規制等の遵守

事務事業の推進にあたっては、計画、実行、点検評価、見直しのPDCAサイクルを繰り返すことで、環境への負荷を低減するとともに、環境関連法令等についても遵守します。

(4)環境方針の周知と公表

環境方針は全ての職員等に周知するとともに、環境活動レポートを市民にも公表し、環境保全の状況の変化、市民や職員等からの意見、提案の反映に努めます。

平成 24 年 2 月 1 日制定

御前崎市長 石原茂雄

2 組織の概要

○ 市の概要

静岡県御前崎市は、小笠郡浜岡町と榛原郡御前崎町の2つの町が合併し、平成16年4月1日に誕生しました。

本市は、北部は牧之原台地から続く丘陵地帯、南部は御前崎灯台の建つ岬や遠州灘海岸の砂丘地帯など豊かな自然に恵まれた市です。

一方、平成23年4月に開港40周年を迎えた御前崎港は、5万トン級の大型コンテナ船が接岸できる多目的国際ターミナルを持ち、東南アジア航路が就航しています。

また、御前崎港と静岡空港とを結ぶ高規格道路も開通し、本市は陸・海・空の玄関口として将来に向けて大きく発展することが期待されています。



市の花 ハマヒルガオ



市の木 ヤマモモ

○ 自治体名及び代表者名

御前崎市

代表者 御前崎市長 石原茂雄

○ 環境管理責任者

環境部長 山田博之

○ 所在地

静岡県御前崎市池新田5585番地

○ 担当課

御前崎市環境部環境課生活環境係

担当: 櫻井純二

電話0537-85-1162 FAX0537-85-1150

E-mail kankyo@city.omaezaki.shizuoka.jp



○ 事業活動の内容

御前崎市役所における行政事務事業

御前崎市 公式ホームページ参照

ホームページアドレス <http://www.city.omaezaki.shizuoka.jp>

○ 事業の規模(平成24年4月1日現在)

職員数 321人(病院、消防、特別職を除く)

延べ床面積 6,510㎡(本庁舎) 3,386㎡(教育会館(支所))

予算額 16,050,000千円(一般会計)

○ 取得の範囲

<初年認証取得範囲> 24 部署

◇本 庁 … 総務課、企画財政課、広報課、防災課、税務課、議会事務局、監査委員事務局
会計課、市民課、福祉課、高齢者支援課、国保健康課、建設課、都市計画課
管理課、農林水産課、商工観光課、水道課、下水道課、環境課

注)防災課のみオフサイトセンター1F事務所

◇教育会館(支所)… 御前崎支所、教育総務課、学校教育課、社会教育課



本 庁



教育会館(支所)

<2年後認証更新範囲>

◇池新田浄化センター

◇学校給食センター

◇図書館

◇地区公民館

◇なぶら館

◇消防署

<4年後認証更新範囲>

◇保育園

◇幼稚園

◇小学校

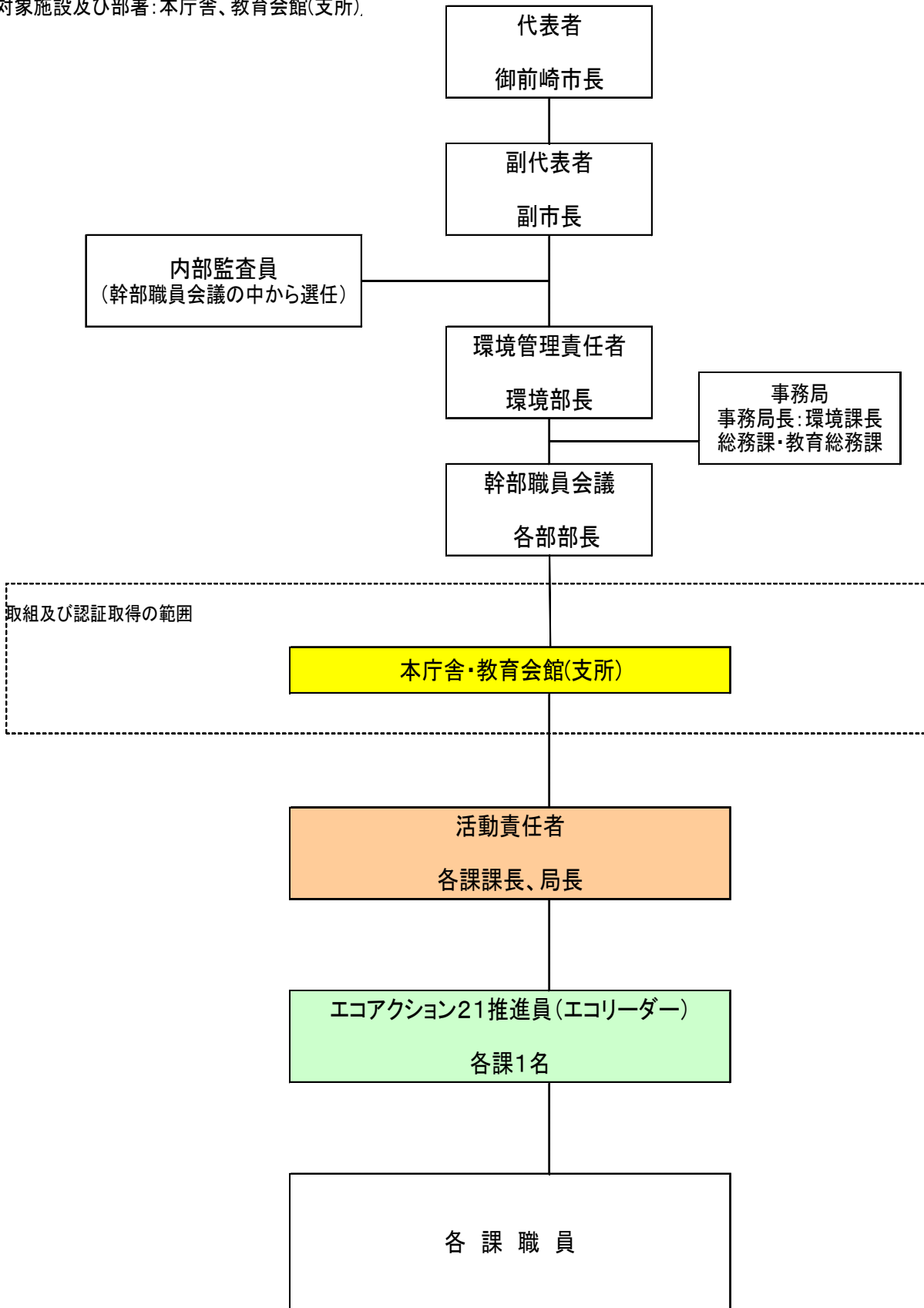
◇中学校

◇市民プール

3 実施体制

御前崎市エコアクション21 実施体制

対象施設及び部署: 本庁舎、教育会館(支所)



各組織の役割

- 代表者及び副代表者(市長及び副市長)
 - 環境方針の制定
 - 環境管理システムに必要な資源(人員、設備、費用)の準備
 - 環境管理システムの見直し、評価
 - 環境管理責任者の指名
- 環境管理責任者(環境部長)
 - 環境管理システムの総責任者としてシステムの構築、実施、管理
 - 環境管理システムの実績の代表者及び副代表者への報告
- 幹部職員会議(各部部長)
 - 取組の評価及びチェック、環境管理責任者の補助、エコアクション21の進捗管理
- 活動責任者(各課課長、局長)
 - 各部署における適切な運用管理。環境管理システムの周知、徹底、訓練
 - 運用状況に関する点検、確認、評価
 - 内部監査に対する対応
 - 各部署における環境施策、取組、計画の決定
- エコアクション 21 推進員(エコリーダー)(各課係長)
 - 各部署における取組の周知、徹底
 - 運用状況に関する点検、確認、評価
 - 環境管理システムに関する実施状況の確認、記録
 - 各部署における環境施策、取組、計画の素案作成
- 職員
 - 市役所全体及び各部署の目標達成に向けて計画、行動の実践
- 内部監査員(環境部長、総務部長、教育部長)
 - 各部署(実行部門)に対する監査の実施
- 事務局
 - 環境管理システムに関する実施状況の取りまとめ、記録
 - 環境に関する職員研修等の運営
 - 内部監査の運営
 - その他環境管理システムの運営上必要とする業務の実施

4 環境目標及び環境活動計画

○環境目標

環境目標は平成22年度を基準年度とした基準年度比を示す。

《本庁》

		単位	平成22年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
			基準値	排出量 (kg-CO ₂)	目標値	目標値	目標値
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ	42,708	99,153	-2%	-4%	-6%
	灯油	ℓ					
	軽油	ℓ	363	939	-2%	-4%	-6%
	A重油	ℓ					
	LPガス	kg					
電気使用量	KWh	863,262	409,186	-2%	-4%	-6%	
ごみ総排出量	kg			実情把握	実情把握		
水道使用量	m ³	7,309		-2%	-4%	-6%	
コピー用紙使用量	枚			実情把握	実情把握		
グリーン購入金額	円			実情把握	実情把握		
「環境基本計画」(H22年度～) 推進の進捗管理							

※期間：平成22年4月～平成23年3月

※電力CO₂排出係数：0.474Kg-co₂/kwh

《教育会館（支所）》

		単位	平成22年度		平成23年度	平成24年度	平成25年度
			基準値	排出量 (kg-CO ₂)	目標値	目標値	目標値
燃料 使用 量	ガソリン	ℓ	7,534	17,490	-2%	-4%	-6%
	灯油	ℓ					
	軽油	ℓ	1,510	3,906	-2%	-4%	-6%
	A重油	ℓ					
	LPガス	kg	76	228	-2%	-4%	-6%
電気使用量	KWh	273,698	129,733	-2%	-4%	-6%	
ごみ総排出量	kg			実情把握	実情把握		
水道使用量	m ³	570		-2%	-4%	-6%	
コピー用紙使用量	枚			実情把握	実情把握		
グリーン購入金額	円			実情把握	実情把握		
「環境基本計画」(H22年度～) 推進の進捗管理							

※期間：平成22年4月～平成23年3月

※電力CO₂排出係数：0.474Kg-co₂/kwh

○環境活動計画による取組

御前崎市では環境目標を達成するために、重点的に取り組む項目を「共通取組」と「各課重点取組」として挙げ、取組の徹底を図ります。

共通取組

省エネルギー
◆ 昼光の利用による窓辺の消灯、昼休み若しくは職員不在時の室内フローアー及び未使用の部屋やトイレの消灯など照明の適正管理を徹底して行う
◆ 離席時や長時間使用しない場合は、必ずノートパソコンのふたを閉じる。
◆ エレベーターの適正使用を徹底する。
◆ 冷暖房の設定温度は、冷房 28℃以上、暖房 20℃以下とする。
◆ 電化製品(テレビ・電気ポット等)は、必要最低限の使用にとどめるよう努める。
◆ ブラインドや窓などを調整し、自然光や風を利用する。
◆ クールビズ、ウォームビズを徹底し、使用電力を削減する。
◆ コピー機等の OA 機器は、使用後に省電力モードに切り替える。

省資源(用紙類の使用量削減)
◆ 配布資料や事務手続書類を少なくする工夫をする。
◆ 両面印刷コピー、縮小印刷コピーを徹底する。
◆ 簡易な文書は、電子媒体を利用しペーパーレスに努める。
◆ ポスター・カレンダー等裏面が活用できる紙は、可能な限り利用する。

節水、水の有効利用
◆ 公用車の洗車は必要最小限に留める。

廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理
◆ 使用済み封筒を再利用する。(個人情報に注意して)
◆ 分別回収ボックスを適正に配置し、ごみの分別を徹底する。
◆ 雑紙のリサイクルを推進し、紙ごみの分別を徹底する。
◆ 詰替製品の利用や備品の修理等を行い、製品の長期使用に努める。
◆ コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収とリサイクルを進める。
◆ 再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。

交通に伴う環境負荷の低減
◆ 「エコドライブ 10 のすすめ」(急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジンの停止等)を実践する。
◆ 複数で同一目的の出張がある場合は、公用車の相乗りをする。
◆ 省エネ・排出ガス削減と健康づくりのため、職員の徒歩・自転車通勤の実践をする
◆ 公共交通機関の利用に努める。

グリーン購入の推進
◆ 事務用品は、再生品、再用品又はリサイクルしやすい製品など環境に優しい製品を購入する。

事業、事務の効率化、合理化による取組

- ◆ 各施設間における文書や荷物の受渡しに連絡棚を利用する。

環境への取組のための仕組み、体制の整備

- ◆ 関係法令等の最新情報を常に確認する。
- ◆ 関係法令等の改正に対応する手順を作成する。
- ◆ 必要な場合、委託・協力会社等に対し、作業手順や運用基準が徹底されるよう配慮する。

化学物質対策

- ◆ 屋外での除草剤、殺虫剤の使用を削減する。

職員の環境教育、環境活動の推奨等

- ◆ 各部署における環境への取組を確認する。
- ◆ 地域のボランティア活動等に積極的に参加し、協力や支援を行う。
- ◆ 市民等に発送する文書に、環境に配慮する内容を記述し、市民等の環境意識の高揚を図る。

情報提供等

- ◆ 外部から市への苦情・願末書を作成し、対応結果等を記録する。

各課重点取組

〈本庁〉

- 総務課 ・ 節電を徹底する。(平成22年度比15%削減目標)



節電を促す表示ラベル



電力デマンド監視装置 (総務課内)

- 企画財政課 ・ OA 機器を長時間使用しない場合は電源を切る。
・ メモ用紙、封筒等の雑紙リサイクルの徹底をする。
・ グリーン購入を推進する。

- 広報課 ・ 電気自動車の有効活用をする。



公用車 (電気自動車)

- 防災課
 - ・車を効率よく使い、エコドライブ・安全運転に心がけガソリン使用量を減らす。
 - ・ゴミを出さない事を心がけ、ゴミの削減に取り組む。
 - ・冷暖房を控え、電気使用量を抑える。
- 税務課
 - ・ごみ分別及びリサイクル分別を徹底する。
- 議会事務局/
監査員事務局
 - ・紙類の有効利用（雑紙のリサイクル推進、裏面使用等）をする。
- 会計課
 - ・コピーは両面を使用する。
- 市民課
 - ・ごみ分別及びリサイクル分別を徹底する。

- 福祉課
 - ・事務室内の温度上昇の抑制を図るため、グリーンカーテンを設置し、省エネルギーを推進する。
 - ・長時間離席する際は、パソコンのモニターカバーを閉じ休止状態にすることで、省エネルギーを推進する。



本庁舎グリーンカーテン

- 高齢者支援課
 - ・グリーンカーテンを設置し省エネルギーを推進する。
 - ・ゴミの分別の徹底を徹底し、リサイクルの推進をする。
 - ・昼休みはパソコンを閉じて、事務室内を消灯し、節電を推進する。

- 国保健康課
 - ・紙の分別に心掛ける。
 - ・リサイクルできるものはリサイクルする。
 - ・自動車の乗り合いに心掛ける。

- 建設課
 - ・ゴミの分別を徹底し、リサイクルの推進をする。
 - ・昼休みは事務室内を消灯し、節電を推進する。
 - ・OA 機器を長時間使用しない場合は電源を切る。



再使用のための土木資材ストック

- 都市計画課
 - ・ゴミの分別を徹底し、リサイクルを推進する。
 - ・昼休みはパソコンを閉じて、事務室内を消灯し、節電を推進する。
 - ・「エコドライブ 10 のすすめ」を推進する。
- 管理課
 - ・県と連携し、御前崎遠州灘県立自然公園の保護及び利用促進を図る。
- 農林水産課
 - ・昼休み時間内の消灯に努め、節電意識を図る。
 - ・OA 機器を長時間使用しない場合は電源を切る。
 - ・ゴミの分別やリサイクルの分別を推進する。

- 商工観光課
 - ・消費者グループの活動(マイバッグ推進協議会)を通してマイバッグの推進に努める。
 - ・昼休みは基本的に消灯する。
 - ・ゴミは細かく分別して廃棄する。



- 水道課
 - ・ゴミの分別を徹底し、リサイクルを推進する。
 - ・昼休みは事務室内を消灯し、節電を推進する。
 - ・OA 機器を長時間使用しない場合は電源を切る。

分別ボックス

- 下水道課
 - ・ゴミの分別を徹底し、リサイクルを推進する。
 - ・OA 機器を長時間使用しない場合は電源を切る。

- 環境課
 - ・雑紙の回収を徹底して、分別意識の高揚を図る。

《教育会館(支所)》

- 御前崎支所
 - ・再利用できることを意識して取り組む。(コピー用紙など)
 - ・ロビーの照明は開庁10分前に点灯する。
 - ・席を離れる時にはパソコンを切る。

- 教育総務課
 - ・資源の有効利活用で廃棄物の削減をする。
 - ・連絡棚による事務の効率化、合理化を図る。
 - ・エコドライブで環境負荷の低減を図る。

- 学校教育課
 - ・資源の有効活動を徹底する。

- 社会教育課
 - ・メモ用紙等を雑紙リサイクルするよう徹底する。

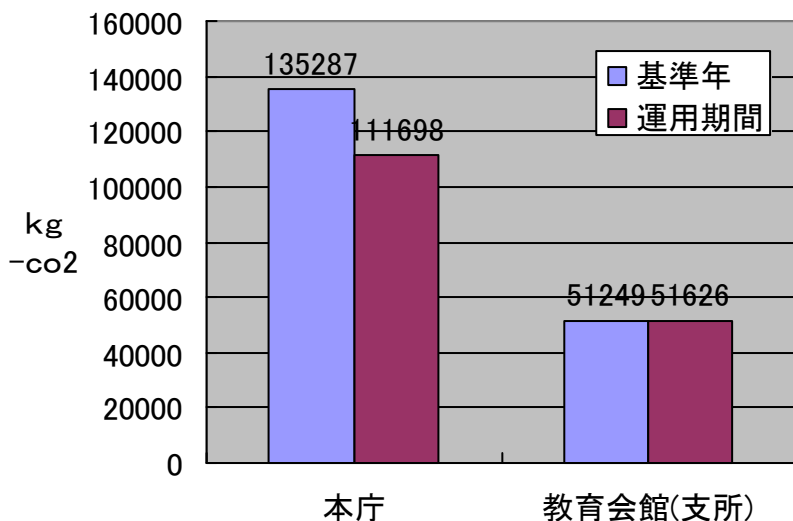


毎朝の始業前清掃(教育会館)

5 環境への取組状況と評価

○環境負荷の状況（基準年：H22年2～5月 運用期間：H24年2月～5月）

本庁と教育会館(支所)のCO2 排出量(kg-CO2)



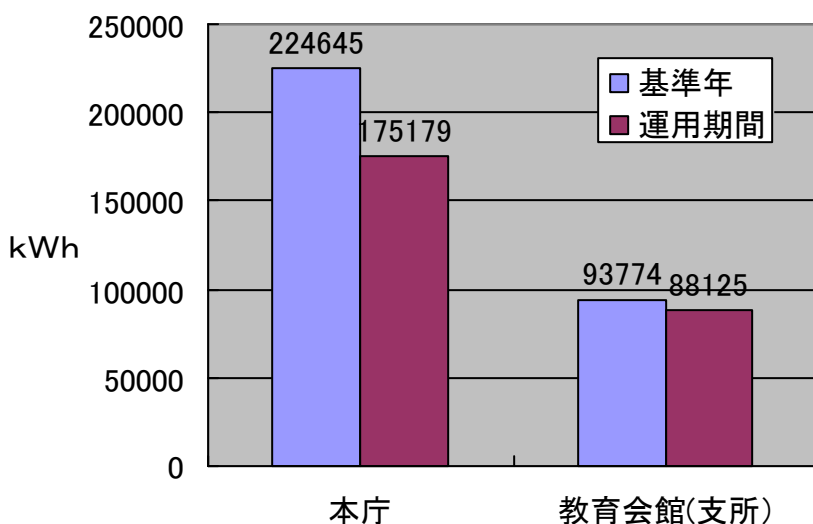
本庁舎における平成24年2月～5月の二酸化炭素排出量については、17.4%削減しました。

教育会館(支所)については同時期における二酸化炭素排出量は0.7%の増加となりました。

今後の取組

空調機器に係る省エネに努め、省エネ診断を受けるなどして、設備自体の見直しを検討します。

本庁と教育会館(支所)の電気使用量(kWh)

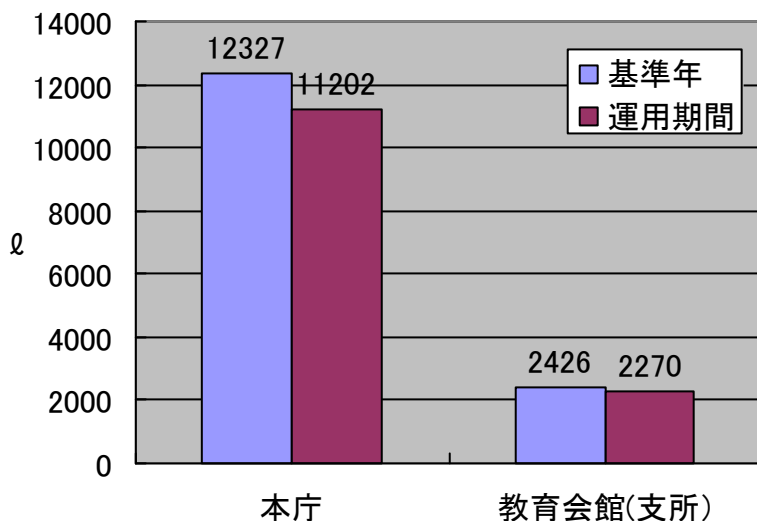


電気使用量について、必要のない照明の消灯やOA機器の待機電力の削減に努め、基準年比で本庁が22%の削減、教育会館(支所)が6%の削減をしました。

今後の取組

空調機器、照明、OA機器などをこまめに制御し、全庁的な省エネの継続を図ります。

本庁と教育会館(支所)のガソリン使用量(ℓ)



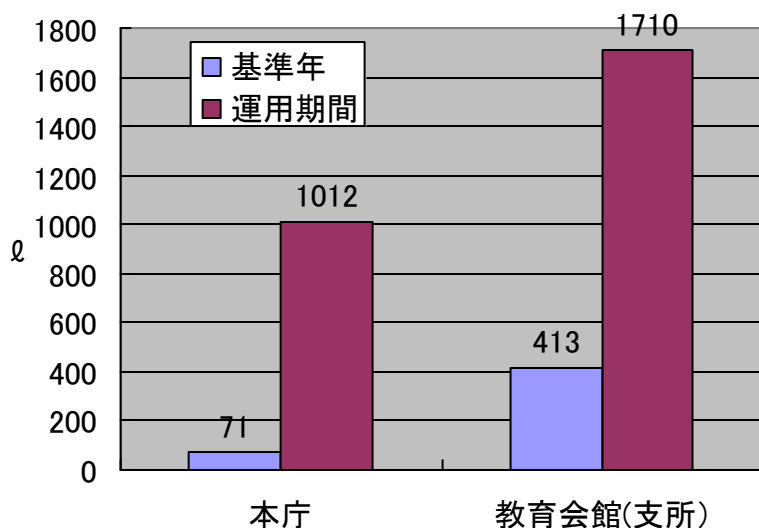
ガソリンは公用車の燃料として使用されています。公用車の購入や更新の際は軽自動車やハイブリッド車を購入しており、電気自動車も1台保有しています。

本庁では、基準年比で9.1%の削減、教育会館(支所)では6.4%の削減をしました。

今後の取組

エコドライブ10の取組のますますの推進を図ります。

本庁と教育会館(支所)の軽油使用量(ℓ)

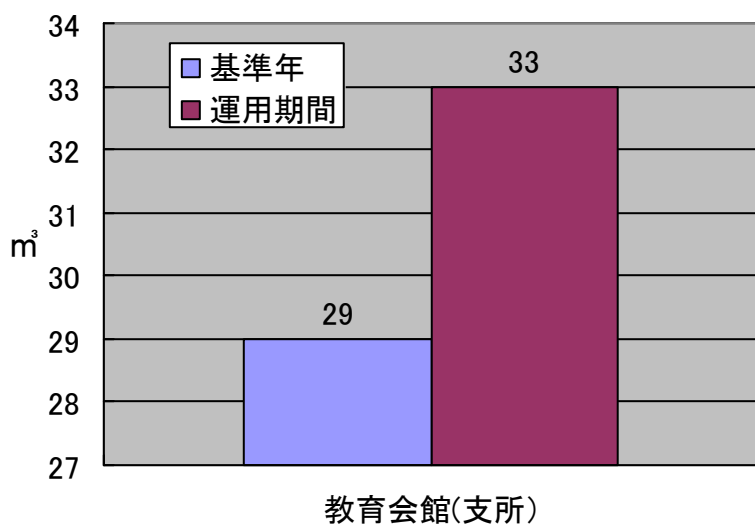


軽油は、本庁と教育会館(支所)の非常用ディーゼル発電機の燃料として用いられます。

使用量の大幅な増加は、台風による長時間の停電により、非常用発電機を運転したため、運用期間中に燃料補充を行ったことが要因です。

今後の取組
緊急事態への対応のため、適切な補充を行うとともに、非常用発電機器の省エネ化を検討します。

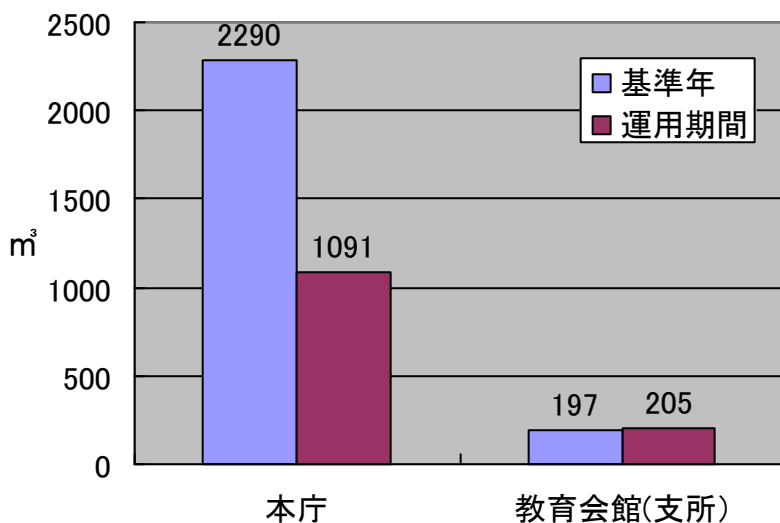
教育会館(支所)のLPG使用量(m³)



LPGは、給湯用の燃料として用いられており、教育会館(支所)のみで使用しています。基準年度に対して13.8%の増加となっています。

今後の取組
適切な使用で無駄を省き、減量します。

本庁と教育会館(支所)の水道使用量(m³)



水道使用量は本庁で52.3%の削減、教育会館(支所)で4%の増加となりました。

本庁の大幅な削減は節水効果もありますが、基準年に漏水があったことも影響していると思われます。

今後の取組
より一層の節水を心がけると共に、漏水調査など施設管理を徹底します。

本庁舎と教育会館(支所)のコピー用紙使用量(枚)

※H24年1月以前のデータはありません。(運用期間:H24年2月～5月)

単位:枚

対 象	2月	3月	4月	5月	合計
本 庁	156,413	196,632	214,173	149,885	717,103
教育会館(支所)	34,840	35,690	50,345	38,287	159,162

本庁舎と教育会館(支所)のグリーン購入額(円)

※H24年1月以前のデータはありません。(運用期間:H24年2月～5月)

単位:円

分 野	本 庁	教育会館(支所)
紙 類	516,349	49,885
文具類	38,752	17,640
OA機器	13,440	0
照明器具等	65,520	0
制服・作業服	5,500	0
合 計	639,561	67,525

本庁舎と教育会館(支所)の廃棄物排出量(Kg)

※H24年1月以前のデータはありません。(運用期間:H24年2月～5月)

単位:Kg

種 別	対 応	本 庁	教育会館(支所)
白紙(コピー用紙)	リサイクル	267	0
新聞紙	リサイクル	276	8
段ボール	リサイクル	268	17
雑誌	リサイクル	282	35
雑紙(ざつがみ)	リサイクル	792	178
守秘義務文書	リサイクル	514	111
	廃 棄	114	0
金物類	リサイクル	12	0
ガラス類	リサイクル	9	0
ビニール・プラスチックごみ	リサイクル	51	8
蛍光灯	リサイクル	9	0
粗大ごみ	リサイクル	0	0
	廃 棄	41	0
その他	リサイクル	4	0
	廃 棄	5	0
可燃ごみ	廃 棄	721	48.5
合 計		3,365	405.5

前年度比較は平成25年度になって可能となりますが、分別の徹底や紙資源のリユース、リサイクルに取り組んでいます。

今後の取組

今後も引き続き、紙類の分別を徹底し、リサイクルや有効活用に努め、廃棄物の削減を推進します。

○ 環境基本計画に基づく取組と実績の主なもの(平成22年度実績)

御前崎市環境基本計画では、望ましい環境像「育てよう自然の恵みと若い夢、未来へ灯す御前崎」を実現するために、市・市民・事業者の各主体が自らの役割を果たすよう、6つの環境目標を柱に取り組んでいます。

① 自然環境の保全と生物多様性の確保

事業	主管課	主な取組内容	実績
アカウミガメ保護活動	社会教育課	ウミガメ保護監視員によるアカウミガメの人工孵化、放流、監視、観察会、小中学生による海岸清掃を実施。	産卵数17,094個 観察会参加人数2,132人 海岸清掃参加人数530人
雨水浸透性舗装設置	都市計画課	都市計画道路整備プログラムにより歩道舗装を雨水浸透性舗装で整備する。	雨水浸透性舗装(歩道) 1245.5m整備
海岸林整備事業	農林水産課	町内会や企業などにより、松枯れ等で被害のあった個所にクロマツや広葉樹を植栽する。	参加者数200人

【目標】アカウミガメの人工孵化、放流、監視、観察会の実施を継続し、保護を行います。アカウミガメの産卵を妨害しないような海岸線道路の街灯整備など、アカウミガメの産卵環境の維持を図ります。また、海岸防風林の松枯れ対策を進めると共に、市民との協働で飛砂防備保安林等の植林を行います。



アカウミガメ



ウミガメ保護監視員

② 快適環境の保全と創造

事業	主管課	主な取組内容	実績
道路・河川愛護事業	建設課	景観を阻害しないよう、道路沿いや河川堤防などに繁茂した草の除去を行う。実施した町内会や団体へ補助金を交付する。	実施件数 道路 59件 河川 44件
アダプトプログラム事業	都市計画課	市民と協働で道路や公園の環境美化活動(アダプトプログラム)を実施する。	参加人数 132人 (用途区域内)
合併浄化槽設置推進事業	下水道課	生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、合併浄化槽を設置する者に対し補助する。	合併浄化槽設置事業費補助金 61基

【目標】河川や道路の草刈り等などの美化活動を、市民との協働により定期的実施し、良好な環境の形成に努めます。合併浄化槽の推進については、補助金額を増額し、年間80~100基の設置を目指します。

③ 安全・安心な生活環境の保全

事業	主管課	主な取組内容	実績
公害対策事業(河川等水質検査、官能検査)	環境課	公共水域等の水質を検査し、水質状況の把握及び水質の保全を推進する。	河川 27箇所 港湾 7箇所 地下水 2箇所 湖沼 20箇所 臭気測定 6箇所
廃食油回収事業	環境課	「資源循環型社会構築のための意識啓発」「環境負荷の軽減」を目的に、家庭から出る使用済みの食用油等を回収し、BDFを精製しごみ回収車に使用する。	277リットル回収
【目標】公害の未然防止と環境の監視のため、定期的な環境調査を継続していきます。廃食油回収については、回収量が増加するよう啓発に努めます。			

④ 資源エネルギーの循環的利用

事業	主管課	主な取組内容	実績
生ごみ処理機器設置費補助事業	環境課	ごみ減量化に対する意識の向上を図るために、家庭用生ごみ処理器購入者に補助金を交付する。 ・電化製品 20,000円(上限) ・コンポスト・ぼかし 5,000円(上限)	電気製品 16基補助 コンポスト・ぼかし20基補助 384,800円交付
資源集団回収促進事業	環境課	ごみの減量と資源ごみの有効活用を図るため、資源ごみの回収事業に協力した団体に奨励金を交付する。	回収団体数 20団体 3円/Kg 3,109,779円交付
古紙拠点回収事業	環境課	NPO団体との協力で、ごみの減量と資源ごみの有効活用を図るため、リサイクルボックスを設置する。	新聞、雑誌、雑紙、段ボール等回収量 213トン
マイバッグ推進事業	環境課	ごみ減量及び地球温暖化防止を目的に、市民、事業者、団体、行政が連携し、H20年マイバッグ推進協議会を立ち上げ、同年10月から12事業所でレジ袋の有料化をスタートする。	協力事業所数 12店舗 マイバッグ持参率 84.8%
ごみ集積所整備推進事業	環境課	各町内会のごみの集積所におけるごみの散乱を防止し、環境美化の推進を目的とし、収納施設の新設及び更新の経費に補助金を交付する。 10万円を限度額とする。	7施設補助 700,000円交付

事業	主管課	主な取組内容	実績
不法投棄対策事業	環境課	不法投棄の防止及び不法投棄された廃棄物の処理をすることにより、地域の環境美化を図る。 ・不法投棄防止パトロール実施 ・看板等による啓発 ・不法投棄防止ネット材料支給 ・不法投棄マップ作製	・不法投棄防止パトロール回数 94回 ・看板設置枚数 33枚 ・防止ネット設置 0箇所 ・不法投棄箇所数138箇所
新エネルギー・省エネルギー機器導入促進事業	環境課	地球温暖化防止と資源の有効利用の促進を目的として、新エネルギー・省エネルギー機器を設置する者に補助金を交付する。 ・太陽光発電システム 1kw当たり 3万円(限度額12万円) ・太陽熱利用システム、太陽熱温水器、風力発電機、HV・EV・PHV車等、ヒートポンプ型給湯器、潜熱回収型給湯器、ガスエンジン給湯器 費用の1/2(限度額2万円)	・太陽光発電システム 69件 ・太陽熱利用システム 2件 ・太陽熱温水器 8件 ・HV車 18件 ・ヒートポンプ型給湯器94件 ・潜熱回収型給湯器 52件 10,864,000 円交付

【目標】3R の推進とグリーン購入の普及拡大をします。不法投棄の防止や環境美化の推進を図ります。新エネルギー・省エネルギー機器については、普及状況を検討し適切な補助を行います。また、太陽光発電システム等の公共施設への設置を推進します。



不法投棄防止ネット



古紙拠点回収(本庁舎駐車場)

⑤ 地球環境の保全

事業	主管課	主な取組内容	実績
地球温暖化防止実行計画推進	環境課	実行計画に基づき、温室効果ガスの排出抑制、循環型社会の形成促進、経費の節減を柱に取り組みを実践する。	温室効果ガス排出量 6,273,385Kg-CO2 (対 17 年度比-14%)
ブラックイルミネーション・セタライトダウン参加	環境課 商工観光課	毎年恒例となったライトダウンキャンペーンに参加。夏至の日とセタの2日観光施設と庁舎のライトアップと照明を消灯する。	マリンパーク御前崎風力発電所「くるくる」及び御前崎灯台のライトアップ消灯
エコアクション21自治体イニシアチブ実施	環境課	エコアクション21認証取得を支援するため、商工会の協力を得てセミナーを実施する。	市内11の事業所が参加 内3社が認証取得
【目標】二酸化炭素排出量の削減について、市有施設だけでなく市民・事業者も同時に進めていきます。			

⑥ 環境教育・環境保全活動の推進

事業	主管課	主な取組内容	実績
磯の生物観察会	社会教育課	海洋環境の保護の大切さを知ってもらうため、マリンスポーツクラブの協力で観察会を実施する。	参加人数 44人
ごみ分別出前講座	環境課	ごみ分別の徹底を図るため、地域へ出向いて出前講座を実施する。	開催回数 2回
アースキッズ事業	環境課	子どもたちがリーダーとなって、家庭で地球温暖化防止に取り組むプログラムです。県と地球温暖化防止活動推進センターと市が連携・協力して実施する。	小学5年生 60人実施
【目標】環境教育・環境学習の推進を図ると共に、市民に対し環境情報を積極的に提供します。			



磯の生物観察会



アースキッズ(キックオフイベント)

6 教育訓練の実施

開催日	名称	対象者	内容
H23. 7. 28	EA21 幹部職員説明会	部長、課長 21名	EA21 概要説明 EA21 構築と運用
H23. 7. 29	EA21 幹部職員説明会	部長、課長 9名	EA21 概要説明 EA21 構築と運用
H23. 8. 24	EA21 エコリーダー向け概要説明会	エコリーダー24名	EA21 概要説明 EA21 構築と運用
H24. 1. 25	EA21 エコリーダー向け運用説明会	エコリーダー24名	EA21 運用説明
H24. 5. 25	EA21 新規エコリーダー向け運用説明会	エコリーダー10名	EA21 運用説明
H24. 7. 2	EA21 内部監査員研修会	内部監査員3名	EA21 内部監査について
H24. 8. 30	EA21 内部監査	被監査対象3課	内部監査の実施

7 環境関連法規の遵守状況確認評価結果

環境関連法規等への違反及び利害関係者からの訴訟は平成24年11月22日現在ありませんでした。尚、対象は本庁舎及び教育会館（支所）に所在する部署となります。

○環境関連法規一覧

種別	法令等名称	関係分野	関係課	遵守状況
環境全般	環境基本法	・環境施策全般の実施	全庁	○
	循環型社会形成推進基本法	・循環型社会の構築	全庁	○
	地球温暖化対策の推進に関する法律	・市役所における温暖化対策の策定・実施及び市民への働きかけ	全庁	○
資源循環関係	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（「廃掃法」）	・廃棄物関連施策の実施 ・事務事業から排出される一般廃棄物の処理 ・事務事業から排出される産業廃棄物の処理	全庁 （管財係） （建設工事）	○
	容器包装に係る分別収集及び商品化の促進等に関する法律（「容器包装リサイクル法」）	・廃棄物関連施策の実施 ・事務・事業から排出される廃棄物の処理	環境課	○
	使用済自動車の再資源化等に関する法律（「自動車リサイクル法」）	・公用車の廃車時の環境配慮 ・購入・入替・車検時のリサイクル券購入	総務課（管財係）ほか	○
	資源の有効な利用の促進に関する法律（「資源有効利用促進法」）	・パソコン類の廃棄時の環境配慮	広報課ほか	○
	特定家庭用機器再商品化法（「家電リサイクル法」）	・庁舎等における家電製品の廃棄、リサイクル券の購入	総務課（管財係）ほか	-

	法令等名称	関係分野	関係課	遵守状況
	特定物質の規制等によるオゾン層保護に関する法律	・ フロンを使用した業務用冷凍空調機器類の修理・撤去・入替時の環境配慮	総務課(管財係) ほか	○
	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律(「フロン回収破壊法」)			
	国等による環境物品等の調達の推進に係る法律(「グリーン購入法」)	・ 庁舎等における物品・サービスの購入・使用における環境配慮	全庁	○
	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(「建設リサイクル法」)	・ 地域における資材の再資源化の促進 ・ 公共事業における建設廃棄物の再資源化と再利用の促進	建設工事担当課 検査室	○
	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(「食品リサイクル法」)	食物残渣などのリサイクル	教育総務課 学校教育課	○
公害対策関係	大気汚染防止法	・ ボイラ等のばい煙発生装置(設備)の使用 ・ ボイラ及び冷温水発生機の使用	教育総務課 学校教育課	○
	水質汚濁防止法	・ し尿処理施設を設置する特定事業場からの排水の水質基準	下水道課 環境課	○
	騒音規制法	・ 騒音を発生する特定施設の設置・使用 ・ 騒音を発生する作業(工事)の実施	建設工事担当課	○
	振動規制法	・ 振動を発生する特定施設の設置・使用 ・ 振動を発生する作業(工事)の実施	建設工事担当課	○
	悪臭防止法	・ 悪臭を発生する特定施設の設置・使用 ・ 地域における悪臭の防止	(環境課)	○
	静岡県生活環境の保全等に関する条例	・ 大気、水質、騒音、振動、悪臭等に関する規定、規制(特定施設の管理、都市計画区域外の公共工事等)	建設工事担当課	○
関係 化学物質 危険物	特定化学物質の環境への排出量の把握等管理の改善の促進に関する法律(「PRTR法」)	・ 有機塩素系化合物など特定化学物質の排出管理	(総務課管財係)	○

	法令等名称	関係分野	関係課	遵守状況
	ダイオキシン類対策特別措置法	・ダイオキシンの排出抑制・管理 (特定施設)	(環境課)	○
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(「PCB 特別措置法」)	・PCBの適正な管理及び処理(処理計画の策定、県知事への届出)	総務課(管財係)	○
	農薬取締法	・公園内樹木の防除	管理課	○
	農薬安全使用指針・農作物病害虫防除基準(県指針)			
	消防法	・市有施設等における石油製品(重油、灯油、ガス等)の大量貯蔵(大規模施設、スポーツ施設)	商工観光課 社会教育課	○
	危険物の規制に関する政令			
	高圧ガス保安法 高圧ガス保安法施行令 冷凍保安規則	・冷暖房装置(第一種、第二種高圧ガス製造施設)の管理	(総務課管財係)	○
その他	下水道法	・公共下水道事業の運営 ・公共下水道への排水	下水道課	○
	浄化槽法	・浄化槽の保守・水質管理	浄化槽設置 施設管理課	○
	エネルギーの使用の合理化に係る法律(「省エネ法」)	・エネルギー管理指定を受けている公共施設におけるエネルギーの使用		○
市条例等	御前崎市環境基本条例	・環境施策全般の実施	全庁	○
	御前崎市環境保全対策審議会規則	・環境マネジメントシステムの運営	全庁 (環境課)	○
	御前崎市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	・廃棄物関連施策の実施	全庁 (環境課)	○
	御前崎市下水道条例	・下水道事業の管理・推進	下水道課	○

1. 環境関連法規等の内容について、正しく理解し把握して遵守する。
2. 環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。
3. 各部署において、業務上遵守が義務づけられている法律の確認作業をする。

○ 公害苦情件数

公害苦情の件数は次のとおりです。不法投棄についてはパトロールによる発見件数で、一般家庭から出される生活ごみが主です。また犬の放し飼いやフンの後始末、空き地の除草や野焼きによる煙や臭いなどの生活公害の苦情が多いです。

市では良好な生活環境の継続的な確保のため、早期に苦情が解消できるよう当事者に理解を求めていきます。

年度	大気汚染	水質汚濁	騒音	振動	悪臭	野焼き	不法投棄	雑草	犬関係
平成21年度	0	2	1	0	8	24	193	10	6
平成22年度	1	5	3	0	2	23	138	16	7
平成23年度	2	2	1	0	4	22	89	12	12

8 緊急事態への準備及び対応

御前崎市役所本庁には、非常用ディーゼル発電機のタンクが地下にあり、給油口が庁舎正面玄関駐車場にあります。防火管理者の指示のもとに、緊急時に備えた適切な管理を取ることとしています。

また、風水害(台風)、火災、地震などの緊急時に備えるため、「対応手順書」に基づいて対応を図ります。



オイル吸着マットによる緊急時対応の試行訓練

9. 代表者(市長)による全体の評価

御前崎市は、これまでに「御前崎市環境基本条例」を制定するとともに、「御前崎市地球温暖化対策実行計画」、「環境基本計画」を策定し、それに基づいて、市の事務事業における環境への配慮の取組と、地域の環境保全推進に関する施策を推進してまいりました。

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響により全国的に「節電」の意識は高まり、本市においても浜岡原子力発電所の運転停止という事態を受け、今まで以上の節電対策の取組が必要となりました。

こうした中、エコアクション21の認証取得に向けての取組が始まり、冷暖房の設定温度の徹底や節電節水意識や廃棄物等のリサイクル意識の向上が伺えています。今後においても、庁舎等の施設への新エネルギー機器の導入を視野に入れた、設備自体の見直しも推進していかねばならないと感じています。

今回の取組期間の結果を考察すると、まず二酸化炭素の排出量は、本庁舎で17.4%の削減(平成22年度同期比)を達成しました。電気使用量についても、本庁が22%削減、支所が6%削減(ともに平成22年度同期比)と大きく使用量を抑えることができました。

また、廃棄物の排出量については、過去のデータがなく比較できませんが、市役所各課内での分別の徹底と3Rに対する意識向上は確実に高まったと思われまます。

今後は、より一層環境マネジメントシステムの構築に取り組み、率先して環境保全の取組を推進することにより、自らの環境負荷を軽減していきます。

御前崎市の豊かな自然に環境重視をプラスした市のイメージアップを進め、地域と行政が一体となった環境にやさしいまちづくりを進めてまいります。

平成24年11月22日

御前崎市長 石原茂雄



1版	平成24年11月22日
2版	平成24年12月27日
3版	

御前崎市役所

エコアクション21

環境活動レポート

御前崎市役所 環境部 環境課

〒437-1692 静岡県御前崎市池新田 5585 番地

電話 0537-85-1162

FAX 0537-85-1150

E-mail kankyo@city.omaezaki.shizuoka.jp